

誓約書兼同意書

令和 年 月 日

名張市長 様

住 所
氏名又は名称
及び代表者名

印
※印鑑登録印

下記事項について、誓約いたします。
これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

(誓約事項)

1. 破産者で復権を得ない者ではありません。
2. 市町村税を滞納している者ではありません。
3. 個人又は法人の役員等(注)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第6号に規定する暴力団員ではありません。
また、個人又は法人の役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者ではありません。
4. 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者ではありません。
5. 次のいずれかに該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - (2) 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
 - (3) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
4. 前記1～5に該当する者の依頼を受けて買い受け申請しようとする者ではありません。

注) 役員等とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者で役員以外の者」をいう。

(同意事項)

次の事項について、貴市が関係機関に照会することについて同意します。

1. 名張市における市税等の納付状況に係る照会

2. 次の事項に係る警察署への照会

- (1) 買受希望者（法人においては役員等）が暴力団員ではないこと
- (2) 買受希望者（法人においては役員等）が暴力団の利益となる活動を行わないこと

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）より一部抜粋

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

2 暴力団

その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

6 暴力団員

暴力団の構成員をいう。